

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 不当な取引行為(第2条―第8条)

第3章 訴訟費用の貸付け(第9条―第20条)

第4章 北九州市消費生活審議会(第21条―第27条)

第5章 雑則(第28条―第31条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市消費生活条例(平成16年北九州市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 不当な取引行為

(平17規則46・追加)

(条例第7条第2項第1号の不当な取引行為)

第2条 条例第7条第2項第1号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 商品若しくは役務の販売若しくは訪問購入の意図を明示せず、若しくは商品若しくは役務の販売若しくは訪問購入以外のことを主要な目的であるかのように偽り、又は同様な広告等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 商品若しくは役務の販売若しくは訪問購入に際し、事業所の名称、連絡先等を明示せず、又はこれらについて事実と異なる内容を告げ、若しくは他の事業者であると誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 官公署、公的機関又は著名な法人等の職員であると誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 商品若しくは役務の購入、設置又は利用が法令により義務付けられているかのような説明により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 商品若しくは役務若しくは訪問購入に係る物品に関し、品質、安全性、取引条件その他取引に関する重要な情報を提供せず、又は実際のものより著しく優良若しくは有利である等の事実と異なる情報を提供し、若しくはそのような誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (6) 将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(平17規則46・追加、平25規則53・一部改正)

(条例第7条第2項第2号の不当な取引行為)

第3条 条例第7条第2項第2号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乗じて、契約内容について必要な説明をしないまま又は消費者が十分に理解したことを確認しないまま、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者が契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘する行為
- (3) 消費者の意に反し、社会通念上不適当な時間帯に、反復し、又は長時間にわたり執ように、契約の締結を勧誘する行為
- (4) 消費者の意に反し、事業所等からの退去を阻み、又は居宅等から退去せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 路上等でのつきまとい又は事業所等への強引な誘引により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 威圧的な言動、脅迫等により消費者に恐怖感又は心理的不安を感じさせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 消費者の年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について偽るように唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 消費者の健康、財産等の現状について事実と異なる又は誇張した判断を示し、消費者の心理的不安をあおることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (9) 消費者からの申込み等がないにもかかわらず、一方的に商品を送り付け、代金を請求する行為
- (10) 無料の商品若しくは役務の提供、軽微な親切行為等により、消費者の合理的な判断を妨げ、又は心理的圧力を加えて、契約の締結を拒否する意思表示を困難にさせる行為
- (11) 消費者の拒絶の意思表示があったにもかかわらず又はその意思表示の機会を与えることなく、電子メールその他の電気通信により一方的に広告等を送信して、契約の締結を勧誘する行為
- (12) 訪問購入(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第58条の17第2項各号に規定するものを除く。)に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない消費者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認する行為
- (13) 消費者が訪問購入の勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘する行為

(平17規則46・追加、平25規則53・一部改正)

(条例第7条第2項第3号の不当な取引行為)

第4条 条例第7条第2項第3号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 中途解約の場合の違約金、遅延金等について、消費者にとって著しく不利な内容を含む契約を締結させる行為
- (2) 申込みの撤回又は契約の無効を主張する消費者の権利を不当に制限する内容を含む契約を締結させる行為
- (3) 事業者の担保責任、損害賠償責任等の全部又は一部について不当に免除する内容を含む契約を締結させる行為
- (4) 消費者が当面必要としない過大な量の商品又は役務を供給する契約を締結させる行為
- (5) 消費者の支払能力を超えることが明らかな契約を締結させる行為
- (6) 消費者に対し、名義の貸与を求め、又は無断でこれを使用して、債務を負担させる契約を締結させる行為

(平17規則46・追加)

(条例第7条第2項第4号の不当な取引行為)

第5条 条例第7条第2項第4号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 契約者である消費者又は当該契約の保証人に対し、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為
- (2) 保証人ではない契約者の家族、親族等の契約上支払いの義務がない者に対し債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為
- (3) 債務を履行させるため、預貯金の払戻し、生命保険の解約、金融機関等からの借入れ等を強要する行為
- (4) 契約の意思を伴わない消費者の言動の一部をとらえて、一方的に契約の成立を主張して、債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為
- (5) 社会通念上不適当な時間帯に債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為

(平17規則46・追加)

(条例第7条第2項第5号の不当な取引行為)

第6条 条例第7条第2項第5号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 履行期限を過ぎても契約に基づく債務を完全に履行せず、消費者からの債務の履行の要求を拒否し、又はその履行を引き伸ばす行為
- (2) 継続的に商品又は役務を供給する契約において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止する行為

(平17規則46・追加)

(条例第7条第2項第6号の不当な取引行為)

第7条 条例第7条第2項第6号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 消費者から法令に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の

主張が有効にあったにもかかわらず、これを拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫するなどして、契約の成立又は存続を強要する行為

(2) 消費者から法令に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効にあったにもかかわらず、これに伴う返金、返品、原状回復、損害賠償等を正当な理由なく拒否し、又は遅延させる行為

(3) 継続的に商品又は役務を供給する契約において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出を拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫するなどして、契約の存続を強要する行為

(4) 継続的に商品又は役務を供給する契約において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約又は合意解約があった場合において、これに伴う返金を拒否し、又は遅延させる行為

(平17規則46・追加、平25規則53・一部改正)

(条例第7条第2項第7号の不当な取引行為)

第8条 条例第7条第2項第7号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 立替払、債務の保証その他与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

(2) 消費者の返済能力を超えることが明らかな与信契約等の締結を勧誘し、又は締結させる行為

(3) 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者(以下「販売業者等」という。)の行為が第2条から前条までに規定する行為に該当することを知りながら又は知り得べき状態にありながら、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

(4) 与信契約等において、販売業者等の債務の不履行等の正当な根拠に基づき消費者が支払いを拒否できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく消費者又はその関係人に債務の履行を強要し、又は債務を履行させる行為

(平17規則46・追加)

第3章 訴訟費用の貸付け

(平17規則46・旧第2章繰下)

(貸付けの範囲)

第9条 条例第21条第1項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 書証作成費用、通信連絡費用その他訴訟に通常要すると市長が認めた費用

(2) 権利の保全に要する費用(裁判所がその供託を決定した保証金、裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の費用並びに執行官法(昭和41年法律第111号)の規定による手数料及び費用に限る。)

(3) 強制執行に要する費用(裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の費用並びに執行官法の規定による手数料及び費用に限る。)

(平17規則46・旧第2条繰下)

(貸付けの額)

第10条 条例第21条第2項の貸付金の額は、訴訟1件につき審級ごとに100万円以内とし、次条の規定による申請の額の範囲内で市長が定めるものとする。

(平17規則46・旧第3条繰下)

(貸付けの申請)

第11条 条例第22条第1項の規定による申請は、訴訟費用貸付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 被害概要書
- (3) 訴訟費用支払予定額調書

(平17規則46・旧第4条繰下)

(貸付けの決定)

第12条 市長は、条例第22条第2項の規定により貸付けの可否を決定したときは、その旨を当該申請者に書面により通知するものとする。

(平17規則46・旧第5条繰下)

(貸付契約の締結)

第13条 前条の規定により貸付けを行う旨の決定の通知を受けた者は、速やかに訴訟費用貸付契約書により契約(以下「貸付契約」という。)を市と締結しなければならない。

2 前項の規定により市と貸付契約を締結する者は、貸付契約に当たっては、連帯保証人1人を立てなければならない。

(平17規則46・旧第6条繰下)

(追加貸付け)

第14条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、当該貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、訴訟費用追加貸付申請書に訴訟費用支払額調書及び収支精算書を添えて市長に提出して行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、貸付金の追加については、前2条の規定を準用する。

(平17規則46・旧第7条繰下)

(貸付金の返還期限)

第15条 条例第21条第2項の貸付金の返還期限は、当該貸付金に係る審級の訴訟が終了した日から6月を経過した日とする。

(平17規則46・旧第8条繰下)

(貸付金の即時返還)

第16条 条例第23条第1項ただし書の直ちに貸付金の全額を返還させることができる場合は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 正当な理由なく訴えを提起しないとき又は貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
- (3) 訴えを取り下げたとき。
- (4) 連帯保証人を欠くに至り、新たに立てることができないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、条例及びこの規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

(平17規則46・旧第9条線下)

(貸付金の返還の猶予等)

第17条 条例第23条第1項ただし書の貸付金の返還を猶予し、又は貸付金を分割して返還させることができる場合は、借受者が災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付金を第15条に規定する期限までに返還することが困難であると市長が認めたときとする。

2 条例第23条第1項ただし書の規定により貸付金の返還の猶予を受け、又は貸付金を分割して返還しようとする者は、訴訟費用返還猶予・分割返還申請書に前項に規定する理由を明らかにすることのできる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第12条の規定は、前項の規定による申請があったときについて準用する。

(平17規則46・旧第10条線下・一部改正)

(返還債務の免除)

第18条 条例第23条第2項のやむを得ない理由により貸付金を返還することができないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 借受者が死亡し、訴訟を承継する者がいないとき。
- (2) 借受者が訴訟に敗訴した場合において、貸付金を返還することができないやむを得ない事情があると市長が認めたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 条例第23条第2項の規定による貸付金の返還の免除を受けようとする者は、訴訟費用返還免除申請書に前項に規定する理由を明らかにすることのできる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第12条の規定は、前項の規定による申請があったときについて準用する。

(平17規則46・旧第11条線下・一部改正)

(違約金)

第19条 借受者が貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する違約金を徴収する。ただし、当該違約金の額が100円未満であるときは、当該違約金を徴収しない。

(平17規則46・旧第12条線下)

(届出事項)

第20条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 訴えを提起したとき。
 - (2) 貸付金に係る審級の訴訟が終了したとき。
 - (3) 訴訟について請求の趣旨を変更したとき。
 - (4) 借受者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (5) 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更する必要があるとき。
- 2 借受者が死亡したときは、借受者の相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平17規則46・旧第13条線下)

第4章 北九州市消費生活審議会

(平17規則46・旧第3章線下)

(会長及び副会長)

第21条 北九州市消費生活審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平17規則46・旧第14条線下)

(部会)

第22条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、条例第24条第10項の消費者被害救済部会のほか部会を置くことができる。

- 2 部会(消費者被害救済部会を含む。以下同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 前条第3項の規定は、副部会長に準用する。

(平17規則46・旧第15条線下)

(招集)

第23条 審議会は、会長が招集する。

- 2 部会は、部会長が招集する。

(平17規則46・旧第16条線下)

(議事)

第24条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、

議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会に準用する。

(平17規則46・旧第17条線下)

(出席等の要求)

第25条 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、その会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平17規則46・旧第18条線下)

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、市民文化スポーツ局において処理する。

(平17規則46・旧第19条線下、平23規則26・一部改正)

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平17規則46・旧第20条線下)

第5章 雑則

(平17規則46・旧第4章線下)

(身分証明書)

第28条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(平17規則46・旧第21条線下)

(公表)

第29条 条例第26条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うものとする。

(平17規則46・旧第22条線下)

(市長への申出の手続)

第30条 条例第28条第1項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) その他参考となる事項

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出人に通知するものとする。

(平17規則46・旧第23条線下)

(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化スポーツ局長が定める。

(平17規則46・旧第24条繰下、平23規則26・一部改正)

付 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第46号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第26号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成25年10月15日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第28条関係)

(表面)

身分証明書	第 号	
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生	写 真
		北 九 州 市 長 印

上記の者は、北九州市消費生活条例第25条第1項の規定により立入調査又は質問を行う者であることを証明する。

交付 年 月 日
有効期限 年 月 日まで

北九州市長 印

(日本工業規格B8)

(裏面)

北九州市消費生活条例(抜粋)

(立入調査等)

第25条 市長は、第6条から第8条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 略

5 略

別記様式(第28条関係)

(平17規則46・一部改正)